

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い 経済的に影響を受けていらっしゃる方へ 【第一弾】 ～個人向け～

ご参考までに5月1日現在の政府の支援策(個人向け)の主なものをまとめました。

◆詳しいことは、自由民主党HP

<https://www.jimin.jp/covid19/>

「あなたが使える緊急支援」をご活用ください。

◆また、お住まいの自治体でも各々の支援策がございますので、合わせてそちらもご確認ください。

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/tsdlje00000085bc.html>

主な個人向け支援

次頁以降に概要を載せています。

新型コロナの影響で失業・休業などで
生活する上でお金がたりない

給付

特別定額給付金
(一律10万円)

対象

すべての国民

貸付

緊急小口資金

まだ足りない!

総合支援資金

支払い猶予

公共料金(光熱水費)

★お住まいの自治体でご確認ください。

税金・社会保険料

置かれた状況に配慮し、未払いによる供給停止の猶予など支払の猶予について、迅速かつ柔軟に対応。

★国税庁・お住まいの自治体でご確認ください。

給付

特別定額給付金

<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/index.html>

- ◆対象 : 全ての国民
(令和2年4月27日に住民基本台帳に記録されている方)
- ◆金額 : 10万円
- ◆受給権者 : 給付対象者の属する世帯の世帯主

★配偶者の暴力を理由とした避難事例等、施設入所者への対応、配慮を要する方への周知については
→ https://www.soumu.go.jp/main_content/000684584.pdf

- ◆申請方法 : ①オンライン : マイナンバーカード所持者が利用可能
②郵送 : 市区町村から受給権者宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しとともに市区町村に郵送
- ◆お問い合わせ先 : 特別定額給付金コールセンター

0120-260-020

★給付時期はお住まいの自治体によります。

緊急小口資金

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の少額の費用の貸付

詳細は次頁に

- ◆対象：コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のため、貸付を必要とする世帯
(休業状態になくても対象)
 - ◆貸付上限額：学校等の休業等の影響を受けた世帯、個人事業主等の特例の場合、20万円以内。その他の場合、10万円以内。
 - ◆据置期間：1年以内
 - ◆償還期限：2年以内
- ★無利子・保証人不要

総合支援資金

生活の立て直しが必要な方[主に失業された方等]・生活再建までの間に必要な生活費用の貸付

- ◆対象：新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
(失業状態になくても対象)
 - ◆貸付上限額：2人以上世帯 月20万円以内／
単身世帯 月15万円以内 原則3ヶ月以内の期間
 - ◆据置期間：1年以内
 - ◆償還期限：10年以内
- ★無利子・保証人不要

緊急小口資金・総合支援資金

【貸付手続きの流れ】

お申込みは、市区町村社会福祉協議会 又は労働金庫へ

※中央労働金庫の利用...

所在する都県(東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、群馬、栃木、山梨)に住民票の住所がある方

- 1 今回の特例措置では償還時において返済時の所得状況に応じて免除することができる。
- 2 **まず、緊急小口資金で最大20万円を貸し付け、なお、収入の減少が続く場合等**には、さらに**総合支援資金**で、2人以上世帯の場合は最大20万円を3ヶ月貸し付けることで対応。
(最大80万円)

【準備していただく書類:】

申請書の他に・本人確認書類(健康保険証、運転免許証、パスポート、住基カード等)

- ・住民票の写し(世帯全員が記載された、発行後3か月以内のもの)
- ・預金通帳(申込当日までの記帳を行うこと)
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で減収したことが確認できる通帳
- ・税金・社会保険料・公共料金等の支払いが確認できる通帳
- ・印鑑(銀行印)

★申請前にご確認ください。

◆一般的なお問い合わせは相談コールセンター 0120-46-1999

◆都道府県社会福祉協議会詳細はこちらからご確認ください。



【減免・猶予】国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険／国民年金保険料

◆対象：新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等

国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険の保険料の減免等

- | | |
|--------------------|---|
| ◆国民健康保険料(税)について | ⇒お住まいの市区町村の国民健康保険担当課
(国民健康保険組合にご加入の方は、加入されている組合) |
| ◆後期高齢者医療制度の保険料について | ⇒お住まいの市区町村の後期高齢者医療担当課 |
| ◆介護保険料について | ⇒お住まいの市区町村の介護保険担当課 |
| ◆国民年金保険料について | ⇒お住まいの市区町村の国民年金担当課又は年金事務所 |

国民年金保険料免除の特例

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.html>

【対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響により、
令和2年2月以降に収入が減少し、所得が相当程度まで下がった方

【内容】 個人が納める国民年金保険料の全部・一部の免除や猶予。

【申請方法】 申請書類を市区町村の国民年金担当窓口へ提出

※申請書類は、日本年金機構のホームページからダウンロードができます。

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/0430.files/01.pdf>

※新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、郵送での提出を是非 ご活用ください。

◆お問い合わせ先

- ・「ねんきん加入者ダイヤル」TEL:0570-003-004 ※050から始まる電話でおかけになる場合は03-6630-2525
- ・市町村の国民年金担当課または年金事務所をご利用ください。

公共料金の支払猶予

◆対象:

個人又は企業にかかわらず、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気料金等の公共料金(上水道・下水道・NHK・電気・ガス等)の支払いに困難な方。

⇒置かれた状況に配慮し、未払いによる供給停止の猶予など支払の猶予について、迅速、かつ柔軟に対応。

⇒契約されている事業者にご相談ください。

★ご参考

電気料金に関する対応事業者一覧

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_electric.pdf#zoom=190

ガス料金に関する対応事業者一覧

https://www.enecho.meti.go.jp/coronavirus/pdf/list_gas.pdf#zoom=190

NHK 窓口

<https://pid.nhk.or.jp/jushinryo/menjo/window.html>

【減免・猶予】 国税・地方税納付の猶予

国税納付の猶予

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan.htm



お問い合わせ 国税庁 各相談センター 連絡先はこちら

https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm



地方税納付の猶予



具体的なご相談・お問い合わせは、お住まいの 都道府県・市区町村にお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により国税を一時に納付することが困難な場合、また地方税を一時に納付することができない場合は、申請による猶予制度が認められることがあります。

猶予が認められた場合

◆原則、1年間猶予が認められます。

(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)

◆猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。

◆財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。